

議案第49号

瀬戸内市下水道条例の一部を改正することについて

瀬戸内市下水道条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年3月22日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸内市下水道条例（平成16年瀬戸内市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1号中「が1人以上専属」を「を1人以上選任」に改める。

第6条の4第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内の他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第10号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市下水道条例(平成16年瀬戸内市条例第149号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備等の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が<u>1人以上専属</u>している者であること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。 _____</p> <p>2 略</p> <p>(特定事業場からの除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)ごとに排水設備等の工事に関し工事店規則で定める技能等を有する下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を<u>1人以上選任</u>している者であること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。<u>ただし、岡山県内の他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(特定事業場からの除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>

2 略

2 略